

令和4年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第5日目)

令和4年 3月18日(金曜日) 午後 1時 8分開議

- 第17 議案第14号 奨学資金貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第18 議案第 7号 令和4年度訓子府町一般会計予算について
- 第19 議案第 8号 令和4年度訓子府町国民健康保険特別会計予算について
- 第20 議案第 9号 令和4年度訓子府町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第21 議案第10号 令和4年度訓子府町介護保険特別会計予算について
- 第22 議案第11号 令和4年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第23 議案第12号 令和4年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第24 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 第25 議案第15号 訓子府町自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 第26 議案第16号 オホーツク町村公平委員会規約の変更について
- 追加日程
- 第2 議案第23号 令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に
ついて
- 第3 ー 議員の派遣について
- 第4 意見書案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに
関する要望意見書

○出席議員（10名）

1番	余	湖	龍	三	君	2番	西	森	信	夫	君	
3番	山	田	日	出	夫	君	4番	仁	木	義	人	君
5番	西	山	由	美	子	君	6番	須	河		徹	君
7番	泉		愉	美	君		8番	谷	口	武	彦	君
9番	工	藤	弘	喜	君	10番	河	端	芳	惠	君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君														
副	町	長	森	谷	清	和	君													
総	務	課	長	硯	見	康	之	君												
企	画	財	政	課	長	篠	田	康	行	君										
町	民	課	長	・	元	気	な	ま	ち	づ	り	推	進	室	長	坂	井	毅	史	君
福	祉	保	健	課	長	今	田	朝	幸	君										
福	祉	保	健	課	長	補	佐	関	口	好	子	君								
農	林	商	工	課	長	大	里	孝	生	君										
建	設	課	長	・	上	下	水	道	課	長	渡	辺	克	人	君					
会	計	管	理	者	・	危	機	管	理	監	伊	田		彰	君					
教	育	委	員	会	教	育	長	林		秀	貴	君								
管	理	課	長	高	橋		治	君												
子	ど	も	未	来	課	長	山	本	正	徳	君									
社	会	教	育	課	長	・	図	書	館	長	山	田	洋	通	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	次	長	今	田	和	則	君						
監	査	委	員	平	塚	晴	康	君												

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	山	内	啓	伸	君
議	会	事	務	局	係	長	小	林	央	君

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、ご苦労さまです。

予算審査特別委員会が終わりましたので、これより本会議に戻して、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、細川農業委員会会長および森下選挙管理委員会委員長から本日欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してある最終日の日程のとおりであります。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） ここで議会運営委員長から今後の議会運営について、報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（西森信夫君） それでは、ただいま、議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

3月15日、午後3時25分から議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会における追加の議案の取り扱いについて協議をいたしました。

議件につきましては、既に皆さまのお手元に配布されておりますとおり議案第23号令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての1件であります。議会運営委員会で協議しました結果、本定例会の日程に追加することに決定をいたしました。

なお、追加議案の議案第23号につきましては、日程第26、議案第16号 オホーツク町村公平委員会規約の変更についての採決の後、追加日程第2として審議することといたしました。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明の皆さまのご理解とご協力をお願いを申し上げ、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

◎日程の追加

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長から報告がありましたとおり追加議案として議案第23号令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを追加日程第2として、日程に追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議案第23号を追加日程第2として日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第14号、議案第 7号、議案第 8号、議案第 9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

○議長（須河 徹君） これより一括議題の議案第14号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号について、質疑、討論、採決をいたします。

お諮りいたします。

一括議題の議案は、予算審査特別委員会に付託し、委員については、議長を除く全員で行いましたので、委員長報告については、会議規則第41条第3項の規定により省略することとし、質疑についても省略し、これより討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告ならびに質疑を省略し、これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論を願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより一括議題の議案第14号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第14号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号は、いずれも原案のとおり可決されました。

◎議案第13号、議案第15号、議案第16号

○議長（須河 徹君） これより提案理由の説明が終わっております議案第13号、議案第15号、議案第16号について、質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第13号の質疑を行います。議案書87ページ、1人3回まで質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号の質疑を行います。議案書91ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

3番、山田日出夫君。

○3番（山田日出夫君） 3番、山田です。1点だけお伺いします。93ページになりますが、第6条で手数料の徴収を規定しておりますけども、この所有者がですね、現われなかったとか、手数料を納めないで、不明も含めてですね、この制度の知らないという場面もあると思います。人もいるし、知ってても意図的に払わないということもあり得るかもしれません。その場合のこの徴収はどうなるのか。それ以降の対応について、簡単に結構ですからお願いします。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今お尋ねのありました93ページの手数料の徴収について、これにつきましては、持ち主が告示とかした結果、申し出た場合にはじめて徴収するというようなことになっております。そのため、先ほどの質問にもあった意図的にとかというようなことであつたら、そもそも手数料の徴収の必要がないというような形になりまして、その自転車については、6か月告示期間が終わった後に、こちらで処分させていただくというような方向性となりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

10番、河端芳恵君。

○10番（河端芳恵君） 10番、河端です。この条例の趣旨はよく分かりましたが、この中で、主に駅周辺、あと公共施設ということですが、以前、南12線沿いに放置自転車があつたんです。その時、警察に連絡したりして、結局、誰も届けも何もなかったんですけど、これは放置自転車を見ましたら道路、公共施設、道路、公園、緑地、その他のというので、もしそこにあつたとしたら、それをどこに連絡する、例えば、駅周辺でしたら職員が巡回するんでしょうけど、それは担当課の職員が定期的に巡回するというでんでしょうか。あと町民からの通報とか、そういうことで動くとか、そういうような動きはどういうふうになりますか。

○議長（須河 徹君） 農林商工課長。

○農林商工課長（大里孝生君） 今の河端議員のお尋ねにつきましては、基本的には町民からの通報ということに、先ほどの12線の道路とかはなろうかと思えます。ただし、各施設においては、日常から施設の担当の原課がその辺の状況を把握しておりますので、放置自転車があるよというようになるとなりましたら、この条例に基づき対処していくというようになるとなります。だから対応方法は道路とか施設によって、ちょっと異なってくる場合があるということをご理解いただきたいと思えます。

- 議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）
- 議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
討論ありませんか。
（「なし」との声あり）
- 議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。
討論ありませんか。
（「なし」との声あり）
- 議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第15号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
- 議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第16号の質疑を行います。議案書94ページ、1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）
- 議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。
（「なし」との声あり）
- 議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第16号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）
- 議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号

- 議長（須河 徹君） 次に、追加日程第2、議案第23号 令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題いたします。議案書145ページです。
提出者からの提案理由の説明を求めます。
福祉保健課長。
- 福祉保健課長（今田朝幸君） 議案書の145ページをお開き願います。
議案第23号 令和3年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をさせていただきます。
令和3年度 訓子府町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるもの

とし、今回の補正につきましては、第1条にありますように27万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,077万7千円とするものでございます。

2項の補正の款項の区分ごとの金額につきましては、146ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととしまして、その内容につきましては、147ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

それでは、147ページの歳入から説明させていただきます。

2款、1項、1目、保険給付費等交付金、2節、特別交付金の医療保険給付諸費分につきましては、令和3年度新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度下がった被保険者の国保税をそれぞれ減免しておりますが、減免分のうち4割分がこちらの特別交付金で措置されますことから26万7千円を追加するものです。

4款、1項、1目、財政調整基金繰入金につきましては、国保会計の収支を調整するため39万1千円を減額するものでございます。

これによりまして、別紙の資料の方をご覧いただきたいと思いますが、基金の保有状況でございます。表の下から3段目、国保財政調整基金の令和3度末の基金保有額は、5,063万8千円となる見込みでございます。

147ページに戻りまして、7款、1項、1目、国庫補助金の2節、災害等臨時特例補助金でございますが、2款同様、新型コロナウイルス感染症の影響により国保税を減免した分のうち、国からの財政措置6割分となります40万1千円を新たに計上するものでございます。

続きまして、歳出になります。148ページです。

8款、1項、3目、償還金の22節、償還金、利子及び割引料の国庫支出金返還金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、国保税減免分の財政措置としまして、国から交付されていまして前年度分の災害等臨時特例補助金の金額確定により、超過交付分を返還するため27万7千円を追加するものでございます。

以上、令和3年度国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑ができます。

ご質疑ありませんか。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2番、西森です。この補正に関しまして、これは令和2年度に確定したものだと思うんですが、これをなぜ追加議案として出してきたのか、本来これは元々議案にのせるものではなかったのか、事情を説明願います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） 今、西森議員の方から3月の定例で計上すべきものではなかったのかというご質問をいただきました。こちらにつきましては、令和3年の6月に実績報告の方をさせていただいてございます。そして、国から最終確定通知が来ましたが2月14日付けとなっております。そういったことですので、ご理解の方いただければと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

2番、西森信夫君。

○2番（西森信夫君） 2月14日付けではやはり定例会の議案には間に合わなかったという理解でよろしいですか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（今田朝幸君） うちの内部的な部分でございますけども、補正予算の提出期限がその前ということでしたので、今回追加ということで計上させていただきました。ご理解お願いいたします。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

本案に対する反対討論の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程の議決

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

ただいま、谷口武彦君ほか4名から意見書案第1号 コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第1号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで意見書の配付の関係から暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時29分

○議長（須河 徹君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎意見書案第1号

○議長（須河 徹君） これより意見書案第1号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

8番、谷口武彦君。

○8番（谷口武彦君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、意見書案第1号について、ご説明をいたします。

意見書案第1号

コロナ禍での消費拡大対策の強化と水田活用交付金の見直しに関する要望意見書
上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出する。

令和4年3月18日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

提出者

訓子府町議会議員 谷口武彦

〃 工藤弘喜

〃 須河 徹

〃 泉 愉美

〃 河端芳恵

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月18日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 須河 徹

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

農林水産大臣 様

以上でございます。ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） これより質疑に入ります。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑が行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（須河 徹君） 次に、本日追加で配布しております議員の派遣についてであります。

お諮りいたします。

議員の派遣については、別紙のとおり議員を派遣することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（須河 徹君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（須河 徹君） これにて、令和4年第1回訓子府町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時38分